

施行	2. 4. 1	改正	29. 4. 1
改正	4. 4. 1		
〃	15. 4. 1		
〃	16. 4. 1		
〃	23. 4. 1		

宮代キャンパス自家用自動車通学規程

(目 的)

第1条 この規程は学生生活規程第36条の規定に基づき、宮代キャンパスにおける学生の自家用自動車通学（以下自動車通学という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 自動車通学とは、通常自家用自動車を自ら運転し、本学駐車場を利用して通学することをいう。

(任 意 保 険)

第3条 自家用自動車通学を許可する場合は使用車両に次の任意保険が付されていないなければならない。対人無制限、対物300万円以上、人身傷害3000万円以上。ただし、駐車場収容台数を超過する場合には、上記の条件を満たしていても自動車通学を認めないことがある。

(許 可 願)

第4条 自動車通学許可願は、別に定める様式により、学生課長に提出し、その許可を得なければならない。

2 許可願の受付は、次のとおりとする。

(1) 年間並びに前期利用は、4月以降とする。

(2) 後期利用の受付は、9月とする。

(3) 駐車場の収容台数に余裕がある場合、受付は随時行い、1カ月単位の許可願も受付ける。

3 許可の有効期限は次のとおりとする。

(1) 年間並びに前期利用は、4月から開始するものとし、その有効期限は、年間利用については2月末、前期利用については9月末までとする。

(2) 後期利用については、10月から開始し、2月末までとする。

(3) 1カ月単位の利用は、許可日から起算して1カ月とする。ただし有効期限が7月末もしくは2月末を越える場合は、その末日までとする。

4 許可を受けたものには駐車許可証を交付する。駐車の際は駐車許可証をダッシュボードの見えるところに提示しなければならない。

5 許可の記載事項に変更があった場合は、速やかに届けなければならない。

6 臨時に自家用自動車通学を希望するものは、臨時駐車場許可願を学生課長に提出し、その許可を受けるものとする。

(駐車場使用料)

第5条 前条第1項により自動車通学許可を受けた者は駐車場使用料を証紙にて学生課に納入しなければならない。

2 前項の使用料は、次の表のとおりとする。

東第2駐車場

期 間	使用料
年 間	20,000円
半 期	10,000円
1 カ月	2,000円

南第1駐車場

期 間	使用料
年 間	15,000円
半 期	7,500円
1 カ月	1,500円

3 長期履修学生の使用料については、前項の半額とする。

4 使用料は証紙を所定の用紙に貼付して納入するものとする。

5 一旦納入された使用料は解約の申し出があった翌月からの分を月割りで返還する。

(駐車場・駐車許可証)

第6条 自動車通学者は指定された駐車場に駐車しなければならない。

2 学校行事その他本学の都合で駐車場を変更することがある。その場合は本学の指示に従わなければならない。

3 駐車許可証の有効期限が過ぎた場合は、駐車許可証を返却しなければならない。

(事故の補償等)

第7条 駐車場においての盗難、破損および学内外の事故等による損害については、本学ではその補償等一切の責を負わない。

2 本学の施設等に損害を与えた場合は賠償するものとする。

(安全運転の義務)

第8条 自動車通学者は道路交通法を守り、常に安全運転をしなければならない。

(違反駐車)

第9条 無許可駐車その他本規程に違反した者については注意を行う。ただし2回以上の注意に従わない者は嚴重注意処分とする。また、呼び出しに応じない違反駐車に対しては車輪をロックする措置をとることがある。

(所 管)

第10条 この規程の取り扱いおよび指導は学生課がこれにあたるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほかには、本学の指定するところによる。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。